

質疑応答回答書

名称： 令和7年度災害用マンホールトイレ設置工事(第4工区)

No.	図面番号	質疑事項	回答
1	金抜設計書 第69号代 価表	第69号代価表「モルタル上塗工」にはモルタル材料の計上がありませんが、どこかで計上されているのでしょうか。設計変更の有無も含めてご教示ください。	見積参考資料の金抜設計書の通り積算ください。契約後に必要に応じて協議ください。
2	金抜設計書 第63号代 価表	第63号代価表内にある『アスファルト合材 再生密粒度AS20』について、小型割増の有無をご教示ください。	適切に判断のうえ積算ください。
3	金抜設計書 第68号代 価表	第68号代価表内にある『レディミクストコンクリート(高炉セメント使用) 24-12-25(20) W/C=55%以下 B種』について、小型割増の有無をご教示ください。	No.2と同様。
4	金抜設計書 第84号代 価表	第84号代価表内にある『レディミクストコンクリート(高炉セメント使用) 18-8-40 W/C=65%以下 B種』について、小型割増の有無をご教示ください。	No.2と同様。
5	金抜設計書 第86号代 価表	第86号代価表内にある『レディミクストコンクリート(高炉セメント使用) 18-8-25(20) W/C=65%以下 B種』について、小型割増の有無をご教示ください。	No.2と同様。
6	金抜設計書 第99号代 価表	第99号代価表内にある『レディミクストコンクリート(高炉セメント使用) 18-8-25(20) W/C=65%以下 B種』について、小型割増の有無をご教示ください。	No.2と同様。
7	金抜設計書 第90号代 価表	第90号代価表「踏切板設置」は見積でしょうか。それとも別の歩掛を流用されていますか。ご教示ください。	見積徴収にて単価を決定しています。
8	金抜設計書 第35号明 細書	第35号明細書内にある「硬質塩化ビニル管設置工 管径 250mm」は市場単価だと思いますが、施工規模補正や週休2日補正は適用されているのでしょうか。ご教示ください。	No.2と同様。

質疑応答回答書

名称：令和7年度災害用マンホールトイレ設置工事(第4工区)

No.	図面番号	質疑事項	回答
9	金抜設計書 第82号代 価表	第82号代価表内にある『廃プラスチック処分』(単位はt)は見積だと思いますが、これはt単価の見積採用でしょうか。それともm3単価の見積を比重換算されたのでしょうか。ご教示ください。	No.2と同様。
10	金抜設計書 第39号代 価表	入札等説明書の(2)見積上の注意事項に『3. 単価適用年月日は「令和8年5月」等である。』とありますが、第39号代価表にある「廃路盤材(クラッシュラン)」は、大阪府都市整備部令和8年度建設廃棄物(廃路盤材)受入価格(R8.4.1適用)の採用と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	No.2と同様。
11	金抜設計書 第58号代 価表	入札等説明書の(2)見積上の注意事項に『3. 単価適用年月日は「令和8年5月」等である。』とありますが、第58号代価表にある「篩真砂土 山東産 5mm篩い」は、何年何月の大阪府都市整備部資材調査単価を採用されたのでしょうか。ご教示下さい。	No.2と同様。
12	金抜設計書 第37号代 価表	第37号代価表内にある「アスファルト塊(掘削)」は、単位が『m3』です。大阪府都市整備部令和7年度建設廃棄物等受入価格(下半期R08.2.1適用)の採用となれば、t当りの単価が公表されています。その場合は比重換算によって単価を求められているのでしょうか。またその比重はどの資料の数的根拠で換算されていますか。ご教示下さい。	設計時に、大阪府都市整備部令和7年度建設廃棄物等受入価格(下半期R08.2.1適用)の換算係数を参照しております。なお、ご積算される際の比重については適切にご判断ください。
13	金抜設計書 第38号代 価表 第76号代 価表	第38号代価表、第76号代価表内にある「コンクリート塊(無筋)」は、単位が『m3』です。大阪府都市整備部令和7年度建設廃棄物等受入価格(下半期R08.2.1適用)の採用となれば、t当りの単価が公表されています。その場合は比重換算によって単価を求められているのでしょうか。またその比重はどの資料の数的根拠で換算されていますか。ご教示下さい。	No.12と同様。

質疑応答回答書

名称： 令和7年度災害用マンホールトイレ設置工事(第4工区)

No.	図面番号	質疑事項	回答
14	金抜設計書 第79号代 価表 第101号 代価表	第79号代価表、第101号代価表内にある「コンクリート塊(有筋)」は、単位が『m3』です。大阪府都市整備部令和7年度建設廃棄物等受入価格(下半期R08. 2. 1適用)の採用となれば、t当りの単価が公表されています。その場合は比重換算によって単価を求められているのでしょうか。またその比重はどの資料の数的根拠で換算されていますか。ご教示下さい。	No.12と同様。
15	金抜設計書	土砂及び殻運搬に関して、阿武野中学校及び川西中学校からそれぞれの距離で積算すべきだと思いますが、品目毎に同じ距離となっています。距離設定の根拠をご教示下さい。	No.2と同様。